身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十二月二十四日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百九十八号

身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表第五号、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条第二項、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）別表第五号並びに戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二十条第一項及び第二十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（身体障害者福祉法施行令の一部改正）

第一条　身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三十六条に次の一号を加える。

四　肝臓の機能

（公職選挙法施行令の一部改正）

第二条　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五十九条の二第一号中「若しくは免疫」を「、免疫若しくは肝臓」に改め、「（次号において「内臓機能の障害」という。）」を削り、「、免疫」の下に「若しくは肝臓」を加え、同条第二号中「内臓機能」を「心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸若しくは肝臓」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条に次の一号を加える。

四　肝臓の機能の障害

（戦傷病者特別援護法施行令の一部改正）

第四条　戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第六号及び別表第六号中「又は小腸」を「、小腸又は肝臓」に改める。

附　則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

総務大臣　原口　一博

厚生労働大臣　長妻　昭

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

府　令

○内閣府令第七十六号

保険法（平成二十年法律第五十六号）及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十年法律第五十七号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、保険法等の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十四日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

保険法等の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令

（船主相互保険組合法施行規則の一部改正）

第一条　船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年大蔵省運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第六号中「保険証券」の下に「（保険法（平成二十年法律第五十六号）第六条第一項の書面をいう。）」を加える。

（銀行法施行規則の一部改正）

第二条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十四条の十一の十四第二号ニ及び第三十四条の二の十四第二号ニ中「第九条の七の五第三項」を「第九条の七の五第二項」に改める。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第三条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二の十二第二号ニ中「第九条の七の五第三項」を「第九条の七の五第二項」に改める。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第四条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第百七十条の十二第二号ニ中「第九条の七の五第三項」を「第九条の七の五第二項」に改める。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の十一第二号ニ中「第九条の七の五第三項」を「第九条の七の五第二項」に改める。

（貸金業法施行規則の一部改正）

第六条　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十条の十の見出し、第十二条の三の見出し、第二十一条の二の見出し、第二十一条の四の見出し、第二十六条の二の二の見出し、第二十六条の二の四の見出し、第二十六条の七の二の見出し、第二十六条の七の四の見出し、第二十六条の十二の二の見出し、第二十六条の十二の四の見出し、第二十六条の十八の二の見出し及び第二十六条の十八の四の見出し中「生命保険契約」を「生命保険契約等」に改める。